

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月3日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第53号

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

大和市社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和44年大和市規則第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号ただし書中「第6条第1号」を「第7条第1号」に改める。

第5条第5項中「もの」を「者」に改める。

第6条第2項中「申し出」を「申出」に、「を前条第4項」を「を同項」に改める。

第9条中「もの」を「者」に改める。

別表第1第2条第2号の事業の項中「同条第13項」を「同条第12項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に、「同条第15項」を「同条第14項」に、「同条第12項」を「同条第11項」に改める。

別表第3第2条第4号の事業の項中

老人福祉施設要綱別表第2の左欄に掲げる施設の種類中同表の中欄に定める整備区分ごとに補助単価と入所定員数を乗じて得た額の範囲内で市長が認めた額とする。ただし、老人福祉法第15条第4項に規定する特別養護老人ホームについては、老人福祉施設要綱別表第2の左欄に掲げる施設の種類中同表の中欄に定める整備区分ごとに補助単価と計画における従来の保健福祉施策を実施するうえでの圏域内の当該補助対象施設を除く特別養護老人ホーム設置数に応じた次表に掲げる調整率を乗じて得た額（当該施設に老人ショートステイ用居室を併設した場合には、それぞれに調整率を乗じて得た額）に入所定員数を乗じて得た額の範囲内で市長が認めた額とする。

特別養護老人ホーム設置数	調整率
--------------	-----

0	1
1	4分の3
2	2分の1
3以上	4分の1

老人福祉施設要綱別表第2の左欄に掲げる施設の種類中同表の中欄に定める整備区分ごとに補助単価と入所定員数を乗じて得た額の範囲内で市長が認めた額とする。

老人福祉施設要綱別表第2の左欄に掲げる施設の種類中同表の中欄に定める整備区分ごとに補助単価と入所定員数を乗じて得た額の範囲内で市長が認めた額

に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。